

議案第 1 号

目黒区勤労福祉会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 31 年 2 月 20 日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区勤労福祉会館条例の一部を改正する条例

目黒区勤労福祉会館条例（昭和 54 年 9 月目黒区条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 備考の表貸切り利用の項に次の 1 号を加える。

- (5) 卓球室の 2 分の 1 を利用する場合の使用料は、それぞれ使用料の 100 分の 50 相当額とする。

付 則

- 1 この条例は、平成 31 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区勤労福祉会館条例別表第 2 の規定は、平成 31 年 9 月 1 日以後の利用について適用する。

（説明） 卓球室の半面の貸切り利用を開始することに伴い、その使用料を定めるため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資 料

目黒区勤労福祉会館条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
別表第2（第9条関係） （表の部分現行に同じ。） 備考 貸切り利用 （1）～（4）（現行に同じ。） <u>（5）卓球室の2分の1を利用する場合の使用料は、それぞれ使用料の100分の50相当額とする。</u> （現行に同じ。）	別表第2（第9条関係） （表の部分省略） 備考 貸切り利用 （1）～（4）（省略） （省略）